

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 記入例

番号：SZ -

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和3年1月10日

太宰府市長 殿

届出人（法定相続人のうち）

住所 太宰府市観世音寺1丁目3番1号

氏名 太宰 令和

電話番号 092-921-XXXX



地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者等を次のとおり指定したので届け出ます。

① 相続人代表者の指定	① 相続人代表者	ふりがな	たさい れいわ		被相続人との続柄	二男					
		氏名	太宰 令和								
		生年月日	平成3年1月10日生								
		マイナンバー	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	住所	〒818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号 電話番号（092）921-XXXX									
	代表者以外の相続人	裏面に記載してください									
② 被相続人（亡くなった方）	② 被相続人	ふりがな	たさい たいしょう								
		氏名	太宰 大正								
		死亡時の住所または居所	太宰府市観世音寺1丁目3番1号								
		死亡年月日	令和3年1月1日								

※被相続人の死亡後に、固定資産税以外の『市民税・県民税』・『軽自動車税』・『国民健康保険税』に課税がある場合は、上記相続人代表者が各税目へ適用されます。異なる対応を希望される場合はお申し出ください。

① 相続人代表者になる方について記入する。

② 被相続人（亡くなられた方）について、死亡時の住民票上住所または居所を記入する。

太宰府市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

② 固定資産現所有者の申告	③ 選択してください	<input checked="" type="radio"/> 1 相続人代表者に同じ <input type="radio"/> 2 相続人代表者以外の相続人（下段に記入）	
	④ 現所有者代表	ふりがな	
		氏名	
		生年月日	年 月 日生
		マイナンバー	
		住所	〒 - - - - - 電話番号（ ） - - - - -

登記の手続きが完了するまでの間、代表と代表以外の相続人（裏面）が現所有者として、被相続人の所有していた資産を共有し、連帯納税義務を負います。

③ 現所有者代表が①と同じ場合は1に、異なる場合は2に○を付ける。

2を選択した場合

④ 現所有者代表について記入する。

裏面に代表以外の相続人や被相続人名義の固定資産をご記入ください。

処理欄

	宛名番号	担当(固定)	担当(軽自)	係長	課長
被相続人					
相続人代表者		担当(住税)	担当(国保)		
現所有者代表					

表面

※裏面に続きます

代表者以外の相続人 ※記入欄が不足する場合は任意の用紙に記入してください。

⑥ ふりがな 氏名 生年月日	被相続人 との続柄	住所
だざい めいじ 太宰 明治 昭和33年 1月10日生	妻	〒 818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号 電話番号(092) 921-XXXX
だざい しょうわ 太宰 昭和 昭和60年 1月10日生	長男	〒 818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号 電話番号(092) 921-XXXX
年 月 日生		〒 - 電話番号() -
年 月 日生		〒 - 電話番号() -
年 月 日生		〒 - 電話番号() -

⑥
相続人代表者以外
に法定相続人がい
る場合は、全員分
を記入する。

被相続人名義の固定資産 ※記入欄が不足する場合は任意の用紙に記入してください。

固定資産 の表示等	区分	所在	地番または家屋番号
	土地・家屋	太宰府市観世音寺一丁目1番	1番
	土地・家屋	太宰府市観世音寺一丁目1番地	1番
	土地・家屋	太宰府市観世音寺一丁目1番地	1番の2
	土地・家屋		

登記の状況	1 登記完了
	② 登記する予定 (令和3年 4月 1日頃までに登記予定)
	3 未定

留意事項

- ・この届は被相続人の死亡を知った日から**3か月以内**に提出してください。
- ・この届は納税における名義を指定するものであり、土地または建物登記簿の所有者名義を変更するものではありません。
※登記簿上の所有者名義を変更する場合は法務局での登記手続きが必要です。
※登記していない家屋の所有者名義の変更は別途、税務課での手続きが必要です。
- ・この届の内容を確認できる書類がありましたら添付してください。(例えば、戸籍、住民票、遺言書、遺産分割協議書など。)